

令和 7 年

監督処分庁：静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社清水工務店	代表者氏名	取締役 清水 明
主たる営業所の所在地	静岡県磐田市一言1024		
許可番号	静岡県知事許可	許可を受けている建設業の種類	般 一 土、と、舗、しゆ、園
	(般-2)第8346号		

2. 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和7年5月9日	処 分 を 行 っ た 者	静岡県知事
根 拠 法 令	建設業法第29条の2第1項		
処 分 の 内 容	建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可取消し (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業)		
処 分 の 原 因 とな っ た 事 実	営業所等不確知		
有限会社清水工務店の営業所の所在地を確知することができないため、令和7年4月1日付け静岡県公報第608号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			